

ハイリスク妊婦交通費支援事業

小浜市では、医学的な理由により、遠方の総合周産期母子医療センター※1で妊婦健診や出産をする必要のある妊婦さんに、交通費や宿泊費の一部を助成します。

対象者

裏面Q1参照

小浜市に住民票があり、次のいずれにも該当する方

1. 医学的理由により、総合周産期母子医療センターで妊婦健診や出産をする必要がある方
2. 居住地から総合周産期母子医療センターまで、移動に60分以上を要する方

(※1) 妊娠・出産から新生児医療まで、特に“リスクの高い母子（ハイリスク妊娠・出産）”に対して高度な医療を提供できる専門施設。（福井県内）福井大学医学部附属病院、福井県立病院

助成内容

1. 妊婦健診や出産時の交通費
2. 出産時の待機宿泊費

※令和8年4月1日以降に要した費用が対象です。

	区分	助成基準 (a)	助成額	助成回数
交通費 裏面Q2参照	妊婦健診	自家用車：37円/km×距離 公共交通機関、タクシー：実費相当額	1回あたり (a)×0.8 ※1回あたりの上限 は1万円まで	14回まで
	出産時	自家用車：37円/km×距離 公共交通機関、タクシー：実費相当額	(a)×0.8 ※上限1万円まで	1回
宿泊費 裏面Q3参照	出産時	1泊あたり、実費額から2,000円を控除した額 (ただし、1泊あたりの助成上限額は8,000円)		前泊分として 14日まで

申請に必要な書類等

裏面Q4参照

- ①小浜市ハイリスク妊婦交通費等支援事業助成金申請書兼請求書（様式第1号）
- ②小浜市ハイリスク妊婦交通費等支援事業助成金内訳書（様式第2号）
- ③母子健康手帳の写し（診療日、出産日及び出産予定日が記載されたもの）
- ④診療明細書又は領収書の写し
(母子健康手帳に記載されている日以外で、妊婦健診を受診した場合)
- ⑤交通費にかかる領収書
- ⑥宿泊費にかかる領収書
- ⑦振込先口座が分かるもの（通帳、キャッシュカード等）

申請期限

裏面Q5参照

対象期間の終了日から6か月以内
または、対象期間の終了日の属する年度内

申請

問い合わせ

小浜市健康応援課いきいき

小浜市南川町4-31（健康管理センター内）

0770-64-6129

Q1. 対象かどうかは、どのように判断しますか？

総合周産期母子医療センターでの分娩が必要と医師が判断したハイリスク妊婦の方が対象です。

例えば、以下のような場合が該当します。

- ・医学管理が必要な合併症妊娠や妊娠合併症がある方
- ・出生直後から高度な新生児医療が必要と見込まれる方
- ・精神疾患を合併している方 など

申請には、かかりつけ医療機関に市の定める書類（ハイリスク妊婦該当表）を記載していただく必要があります。対象かどうか不明な場合は、お気軽に健康応援課までご相談ください。

Q2. 助成額の計算はどのようにしますか？

例) 自家用車で片道100kmの総合周産期母子医療センターへ、高速道路（小浜IC～福井北IC、片道2,790円）を利用して、妊婦健診を2回受けた場合

【計算式】 (往復距離 × 37円 + 高速料金往復分) × 0.8 × 受診回数

【計算例】 (100km × 2 × 37円 + 2,790円 × 2) × 0.8 = 10,384円

【助成額】 1回あたりの上限 10,000円 × 2回 = 20,000円

※1kmあたり37円は小浜市旅費規程に準じた算出方法

Q3. 出産日の何日前から宿泊するかは、自分で決めていいですか？

医師とご相談の上、出産予定日の何日前から近隣の宿泊施設に滞在するかを決めてください。

なお、前駆陣痛等により受診したものの、医師の判断により入院に至らなかった場合に、住所地に戻らず入院までの間、近隣の宿泊施設に滞在した場合も助成の対象となります。

Q4. 領収書とは、具体的にはどのようなものが必要ですか？



① 自家用車

- ・高速道路を利用した場合：ETC利用明細書
- ・移動距離：検索サイト等で確認しますので、領収書は不要です。



② バス・電車等の公共交通機関

- ・紙の切符：切符の写真
- ・ICカード・電子切符：ご利用履歴のスクリーンショット等

(**利用日・乗車駅(乗り場)・降車駅(降り場)**が確認できるもの)

※ICカードの利用履歴は、早めの保存・印刷を※



③ タクシー

- ・利用者氏名・乗車地・降車地が記載された領収書



④ 宿泊施設

- ・宿泊者氏名・宿泊日・宿泊施設名が記載された領収書

Q5. 対象期間及び申請期間は？

母子手帳の交付を受けた後の妊婦健診から、出産時までが対象です。

申請期限は、対象期間の終了日から6ヶ月以内 または対象期間の終了日の属する年度内

対象期間の終了月	申請期限
4月～9月	対象年度の3月31日
10月～3月	終了日から6か月後